

証券コード 4080

2018年6月7日

株 主 各 位

福井県福井市白方町45字砂浜割5番10

株式会社田中化学研究所

代表取締役 社長執行役員 茂 莉 雅 宏

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年6月21日（木曜日）午後5時5分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2018年6月22日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 福井県福井市宝永3丁目1-1
福井県国際交流会館 B1 多目的ホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第62期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第2号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tanaka-chem.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会終了後、株主の皆様との懇親会を予定しておりますので、この機会に当社に対する理解を深めていただきたいと存じます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	茂 莉 雅 宏 (1952年10月2日)	1975年4月 住友商事株式会社入社 2001年9月 当社入社 2004年6月 取締役 2008年4月 取締役執行役員 2012年7月 取締役常務執行役員 2016年4月 取締役専務執行役員 2017年6月 代表取締役社長執行役員（現任）	13,000株
2	大 畑 尚 志 (1963年8月29日)	1987年4月 住友化学工業株式会社 (現住友化学株式会社)入社 2011年4月 住化電子管理（上海）有限公司 出向 2015年7月 住友化学株式会社 情報電子化学業務室部長 2016年12月 当社出向 副社長執行役員 2017年6月 代表取締役副社長執行役員（現任）	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	く の かず お 久 野 和 雄 (1950年4月2日)	1973年4月 三宝伸銅工業株式会社 (現三菱伸銅株式会社)入社 1982年3月 取締役 1996年10月 代表取締役社長 2001年3月 取締役会長 2002年3月 取締役相談役 2002年6月 ニチエス株式会社代表取締役社長 (現任) 2003年6月 当社取締役(現任) 2008年3月 三宝伸銅工業株式会社 取締役相談役退任	10,000株
4	こ さか い ち ろう 小 坂 伊 知 郎 (1961年7月18日) (新任)	1986年4月 住友化学工業株式会社 (現住友化学株式会社)入社 2006年6月 化成品事業部部長 2011年10月 化成品事業部長 2015年4月 理事 化成品事業部長 2018年4月 執行役員(現任)	0株
5	た なか ひろし 田 中 浩 (1953年7月3日) (新任)	1978年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2006年7月 双日インシュアランス株式会社 入社 2013年7月 当社入社(現任)	300,000株

- 注1. 各取締役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 住友化学株式会社は当社の親会社であり、住化電子管理（上海）有限公司は当社親会社の子会社であります。
 3. 大畑尚志氏、および小坂伊知郎氏の現在および過去5年間の住友化学株式会社および同社の子会社における地位および担当は、上記に記載のとおりであります。
 4. 取締役候補者久野和雄氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、久野和雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 久野和雄氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 6. 久野和雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって15年となります。
 7. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。
当社は、社外取締役候補者である久野和雄氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。
また、業務執行を行わない取締役候補者である小坂伊知郎氏と田中浩氏の選任が承認された場合、両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
ごとうまさくに 後藤正邦 (1974年8月26日)	2001年11月 司法試験合格 2004年10月 弁護士登録 内田・鮫島法律事務所入所 2006年4月 恵越法律事務所 (現高志法律事務所)開業	0株

注1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 後藤正邦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 後藤正邦氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた法律知識や経験を当社の監査体制に活かしていただくために、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。後藤正邦氏が監査役に就任された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。

以上

(提供書面)

事業報告

(自 2017年4月1日)
(至 2018年3月31日)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における二次電池業界は、世界的な環境配慮の観点や新たな産業育成など各国の政策を中心に環境対応車拡大の推進が図られ、関連するメーカーにおいては増産体制の構築など市場拡大への対応が本格化してまいりました。

このような市場環境の中、当年第3四半期より環境対応車用途の新製品の量産納入が開始され、既存の生産設備の稼働も向上してきております。ついては、さらなる増産体制構築のために段階的に設備増強を図っていくこととしており、第一段階として近い将来の事業拡大を視野に入れた製品生産の前工程である原料溶解設備の増強について取り進めております。

また、当社製品の主原料であるニッケル及びコバルトの国際相場において、ニッケルは当期に入り値動きは小幅であるものの足下にかけて上昇しております。また、コバルトは前年第2四半期より足下にかけても上昇を続け、かつ上げ幅も大きく推移いたしました。その結果、足下の相場が反映される売上高に対して売上原価が低く推移したことから利益の押し上げ要因となっております。

以上の結果、売上高21,413百万円（前事業年度比61.6%増）、営業利益730百万円（前事業年度は営業損失406百万円）、経常利益633百万円（前事業年度は経常損失654百万円）、当期純利益は681百万円（前事業年度は当期純損失640百万円）となりました。

主要な品目別の販売数量の概況は以下のとおりであります。なお、当社は二次電池事業の単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

「リチウムイオン電池向け製品」

前事業年度比で28.3%の増加となりました。用途別の増減は次のとおりであります。

- ・環境対応車用途は、当年第3四半期より新製品の販売が開始され、前事業年度比で16.3%の増加となりました。
- ・民生用途は、主要顧客からの受注回復により、前事業年度比で33.8%の増加となりました。

「ニッケル水素電池向け製品」

前事業年度同等となりました。用途別の増減は次のとおりであります。

- ・環境対応車用途は、主要顧客からの受注が増加したことにより、前事業年度比で25.5%の増加となりました。
- ・民生用途は販売数量自体、他の製品分野と比較すると限定的ではありますが海外顧客からの受注量が減少しており、前事業年度比で53.6%の減少となりました。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、繰越利益剰余金がマイナスであることを勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。

(ご参考)

(ニッケル国際相場：円貨換算)

(単位：円/kg)

	4～6月平均	7～9月平均	10～12月平均	1～3月平均
2018年3月期	1,037	1,178	1,320	1,452
2017年3月期	962	1,062	1,194	1,179

(コバルト国際相場：円貨換算)

(単位：円/kg)

	4～6月平均	7～9月平均	10～12月平均	1～3月平均
2018年3月期	6,965	7,324	8,059	9,456
2017年3月期	2,646	2,810	3,360	5,244

※ニッケル LME (ロンドン金属取引所) 月次平均×TTS月次平均

コバルト LMB (ロンドン発行メタルブリテン誌) 月次平均×TTS月次平均

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は1,459百万円で、原料溶解設備、生産能力及び生産効率改善対応の設備を中心に投資を行いました。その主なものは次のとおりです。

リチウムイオン電池向け製品生産設備	204百万円
ニッケル水素電池向け製品生産設備	127百万円
研究開発設備	91百万円
原料溶解設備	937百万円

③ 資金調達の状況

当社は、設備投資資金の調達を行うため主要取引金融機関5行と総額2,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。期末日現在、同契約による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	第59期 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	第60期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	第61期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	第62期(当期) (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
売上高(百万円)	12,384	15,266	13,254	21,413
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△2,663	312	△640	681
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△188円95銭	21円5銭	△33円33銭	26円90銭
総資産(百万円)	14,633	12,465	13,798	16,477
純資産(百万円)	1,610	1,815	7,753	8,438
1株当たり純資産額	108円46銭	122円27銭	305円87銭	332円88銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して計算しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
住友化学株式会社	89,699百万円	50.1%	株式の被所有 出向者の受入

(4) 対処すべき課題

当社の主たるマーケットである二次電池市場は、環境対応車用途を中心に中長期的に需要拡大が見込まれており、世界的には電気自動車（EV）へのシフトが加速し、ハイブリッド自動車（HV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）を含め全体的に市場の拡大が期待されております。

このような市場環境の中、当社は当事業年度において、さらなる事業拡大に向けて段階的に設備増強を図っていくこととし、第一期投資として近い将来の販売量増加を視野に入れた、製品生産の前工程である原料溶解設備の増強を決定しておりますが、引き続き研究開発や品質保証体制強化に向けた投資を進めてまいります。さらに、今後は市場及び顧客動向により第二期以降の投資を判断してまいります。

今後の増産体制の構築に向けては徹底的に合理化を追求し、投資額の削減とともに生産効率及び生産性のさらなる向上に取り組んでまいります。

また、当社の生産工程において重要な原材料である苛性ソーダにつきましては世界的な需要増加から大幅な値上げ傾向にあるなど事業環境は楽観視できない状況であり、今後の市場の変化に対応していくことが重要であると考えております。

(経営戦略)

- ①リチウムイオン電池向け材料事業の最適化
- ②ニッケル水素電池向け材料事業の最適化
- ③コスト競争力の強化
- ④人材組織改革

(5) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

当社は、二次電池用の正極材料の製造販売を主な事業としております。

(6) 主要な事業所及び工場 (2018年3月31日現在)

本社・福井工場 福井県福井市白方町45字砂浜割5番10
大阪支社 大阪府大阪市中央区久太郎町1丁目6番26号
船場L Sビル10階
東京事務所 東京都品川区東五反田1丁目10番7号
アイオス五反田4階

(7) 使用人の状況 (2018年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
201名(36)	17名増	38.6歳	9年9ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)三菱東京UFJ銀行	774百万円
(株)福井銀行	720
(株)三井住友銀行	675
(株)北陸銀行	342
(株)福邦銀行	189

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

2. 株式の状況（2018年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 47,000,000株
(2) 発行済株式の総数 普通株式 25,350,800株
(3) 株主数 13,076名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
住友化学株式会社	12,700,000株	50.10%
田中保	1,264,200	4.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	460,000	1.81
田中浩	300,000	1.18
株式会社福井銀行	300,000	1.18
住友商事株式会社	250,000	0.99
住友生命保険相互会社	210,000	0.83
田中学	171,000	0.67
田中健	171,000	0.67
田中恵子	169,200	0.67

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,037株）を控除して計算しております。
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

3. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2018年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	田 中 保	
代表取締役 社長執行役員	茂 莉 雅 宏	営業・原料資材担当
代表取締役 副社長執行役員	大 畑 尚 志	内部監査・総務人事・経営管理 品質保証・設備・情報開示担当
取 締 役	酒 井 基 行	住友化学㈱執行役員
取 締 役	久 野 和 雄	ニチエス㈱代表取締役社長
常 勤 監 査 役	大 嶋 哲 夫	
監 査 役	増 田 仁 視	アイテック㈱監査役・日華化学㈱監査役・日本公認会計士協会北陸会福井県部会長
監 査 役	篠 原 芳 明	東京地方裁判所労働審判員

- (注) 1. 取締役久野和雄氏は、社外取締役であります。
2. 上記監査役3名は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役久野和雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 増田仁視氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 篠原芳明氏は2018年3月31日付で東京地方裁判所労働審判員を退任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	7名	72,375千円
監 査 役	3	17,952
合 計	10	90,327

- (注) 1. 上記には2017年6月23日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 社外取締役1名及び社外監査役3名に対する報酬等の総額は22,272千円であり、上記報酬等の額に含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、2008年6月27日の第52期定時株主総会において年額150,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1996年6月20日の第40期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役久野和雄氏は、ニチエス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社はニチエス株式会社との間には特別の関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役増田仁視氏はアイテック株式会社及び日華化学株式会社の監査役、及び日本公認会計士協会北陸会福井県部会長を兼務しております。なお、当社はアイテック株式会社、日華化学株式会社及び日本公認会計士協会北陸会福井県部会との間には特別の関係はありません。

監査役篠原芳明氏は2018年3月31日まで東京地方裁判所労働審判員を兼務しております。

なお、当社は東京地方裁判所の労働審判には関係がありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役久野和雄	17回	100.0%	-	-
監査役大嶋哲夫	17	100.0	12回	100.0%
監査役増田仁視	17	100.0	12	100.0
監査役篠原芳明	17	100.0	12	100.0

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役久野和雄氏は、当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、企業経営者の見地から議案の審議等につき適宜必要な発言を行っております。
- ・監査役大嶋哲夫氏は、取締役会17回全てに出席している他、その他の重要な社内会議にも出席し、取締役の職務執行状況を常時モニタリングしております。また当事業年度に開催された監査役会12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項に関する協議を行っております。
- ・監査役増田仁視氏は、当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、公認会計士としての専門的な見地からの意見・アドバイスを行

っております。また、当事業年度に開催された監査役会12回全てに出席し、監査役としての経験に基づき、監査結果についての意見交換、監査事項に関する協議を行っております。

- ・監査役篠原芳明氏は、当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、これまで培ってきたビジネス経験から会社運営に関する意見・アドバイスをしております。また当事業年度に開催された監査役会12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項に関する協議を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と業務執行を行わない取締役及び監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、業務執行を行わない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること（以下「コンプライアンス」という。）を確保するための体制として、取締役会、社外取締役、監査役会、内部監査部門並びにコンプライアンス委員会がそれぞれの機能を最大限に発揮しつつ相互に連携して目的の達成に努力する体制を基本といたします。

- ① 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備についての基本方針を決定するとともに、定期的に整備状況の確認を行います。
- ② 取締役会には、最低1名以上の社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。
- ③ 監査役会を構成する監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査いたします。
- ④ 内部監査部門は、監査を通じて各部門の職務の執行が法令、定款並びに社内規程に適合していることを確認いたします。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス管理規程及びコンプライアンスに関する規程の制定、改廃に関する取締役会への付議、コンプライアンスに関連する役職員の行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」の整備並びに研修実施等により取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。また、役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合には、速やかにコンプライアンス委員会に報告される体制を構築しております。この体制には、匿名が保障された通報システムを活用しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、執行役員会議その他重要な会議の意思決定にかかわる情報、社長及び担当役員決裁その他の重要な決裁にかかわる情報を記録し、文書管理規程に従って保存・管理したうえ、必要な関係者が閲覧できる体制を構築しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営に関する重大な影響を及ぼすリスクを全体的に認識、評価、対応する仕組みを構築しております。とりわけ、リスク管理に関する規程を運用し、平時における事前予防体制と有事における迅速な対応並びに再発防止策を講じる体制のもと取り組んでおります。
- ② 内部監査部門は、全社のリスク管理状況をレビューするため、各部署のリスク管理状況を監査し、定期的に取り締役会及び監査役会に報告しております。
- ③ 当社経営におけるリスクのうち、収益に最も影響の大きい主原料価格リスクについては、原料資材部において価格リスクを持つ数量の把握を行う一方、経営管理部長の職務権限と責任を明確にし、経営管理部において包括的にその状況を把握する体制のもと取り組んでおります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の職務権限、意思決定ルール及び経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

- ① 取締役会は、取締役の職務執行が効率的に行われるよう職務権限（取締役に対する権限委譲を含む。）と意思決定ルールを関連社内規程に定め、権限と責任を明確にいたします。これらの社内規程の改廃は取締役会の決定によります。また、業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進いたします。
- ② 取締役会は、中期経営計画を策定するとともにその執行を監督いたします。毎事業年度においては、中期経営計画との整合性を持たせた年度事業計画と部門別重点施策を策定、各部門を担当する取締役はその実現のための最も効率的な業務執行体制を決定するとともに、その執行に責任を持ちます。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）として適切な人材を配置いたします。

(6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの適切な職務遂行のため、監査役スタッフは取締役の指揮命令を受けないものといたします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものといたします。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は「コンプライアンス管理規程」及び「内部通報細則」を定め、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いをしない体制を整えております。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

(10) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
- ② 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力いたします。
- ③ 取締役は、監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備いたします。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することといたします。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力との関係を遮断する取組みを一層推進するため、対応統括部署を総務人事部と定め、不当要求防止責任者を配置するとともに社内体制の整備・強化を図っております。また、総務人事部を窓口として平素より所轄警察署及び外部専門機関などと連携することにより反社会的勢力の排除に向けた情報収集並びに共有化に努め、社内への周知徹底及び注意喚起を行っております。

(12) 業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要

① 取締役会を17回開催し、社外取締役及び監査役出席のもと、法令等に定められた事項や経営方針等の重要事項を決定いたしました。

② 監査役会を12回開催し、監査方針及び監査計画を協議・決定し、また取締役の職務の執行や法令及び定款等の遵守状況について監査をいたしました。

③ 内部監査部門は内部監査実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び業務監査を実施いたしました。

④ 法令等の遵守を徹底するため、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施いたしました。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために

必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

① 企業価値向上の取組

当社の中長期的な経営の基本方針は、将来性・成長性の高い二次電池市場を背景に、飛躍的な事業拡大と同時に、堅固な経営体質を併せ持つ持続的企業を実現することにあります。

この経営の基本方針を着実に実行することで、当社の持つ経営資源を最も有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の一層の向上に資することができると考えております。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は継続的な企業価値向上を具現化していくために、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築しております。

現在当社は1名の社外取締役を選任しており、監査役3名は、常勤・非常勤を問わず全員が社外監査役であることから、独立性の高い役員により取締役の会社経営を監視できる体制となっております。

また、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために、取締役の任期を1年としており、さらに執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化を図っております。

当社と親会社グループとの取引の公正性及び透明性を確保するとともに、当社の少数株主の利益の保護に資することを目的として、取締役会の諮問機関として社外役員審議委員会を設置しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,422,019	流動負債	5,464,897
現金及び預金	945,108	支払手形	639,661
電子記録債権	121,282	買掛金	2,544,469
売掛金	3,109,448	1年内返済予定の長期借入金	300,000
製品	1,020,960	リース債務	138,853
原材料	1,917,414	未払金	996,849
仕掛品	1,611,171	未払法人税等	92,131
貯蔵品	29,148	賞与引当金	127,006
繰延税金資産	57,729	設備関係支払手形	578,154
グループ預け金	2,000,000	その他	47,772
その他	609,753	固定負債	2,573,899
固定資産	5,055,284	長期借入金	2,400,000
有形固定資産	4,873,299	リース債務	142,407
建物	1,035,535	資産除去債務	30,637
構築物	55,471	その他	854
機械装置	1,350,785	負債合計	8,038,797
車両運搬具	591	純資産の部	
工具器具備品	28,763	株主資本	8,419,239
土地	1,125,321	資本金	5,779,021
建設仮勘定	1,276,831	資本剰余金	3,286,500
無形固定資産	10,131	資本準備金	3,286,500
電話加入権	1,947	利益剰余金	△644,266
ソフトウェア	7,462	その他利益剰余金	△644,266
その他	721	繰越利益剰余金	△644,266
投資その他の資産	171,853	自己株式	△2,015
投資有価証券	79,613	評価・換算差額等	19,267
長期貸付金	756	その他有価証券評価差額金	19,267
保証金	33,775	純資産合計	8,438,506
前払年金費用	3,109	負債純資産合計	16,477,303
繰延税金資産	39,329		
その他	15,721		
貸倒引当金	△451		
資産合計	16,477,303		

損 益 計 算 書

(自 2017年4月1日)
(至 2018年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,413,106
売 上 原 価		19,262,595
売 上 総 利 益		2,150,511
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,419,566
営 業 利 益		730,944
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,959	
そ の 他	5,902	9,861
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24,488	
為 替 差 損	71,524	
そ の 他	11,454	107,467
経 常 利 益		633,338
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	505	
そ の 他	77	582
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,698	
そ の 他	20	1,718
税 引 前 当 期 純 利 益		632,202
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	56,860	
法 人 税 等 調 整 額	△106,449	△49,589
当 期 純 利 益		681,792

株主資本等変動計算書

(自 2017年4月1日)
(至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	5,779,021	3,286,500	3,286,500	△1,326,059	△1,326,059
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益				681,792	681,792
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	681,792	681,792
当 期 末 残 高	5,779,021	3,286,500	3,286,500	△644,266	△644,266

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	△2,015	7,737,446	16,195	16,195	7,753,642
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		681,792			681,792
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)			3,072	3,072	3,072
当 期 変 動 額 合 計	-	681,792	3,072	3,072	684,864
当 期 末 残 高	△2,015	8,419,239	19,267	19,267	8,438,506

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

製品・仕掛品・原材料

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

建 物 7年～47年

機械装置 2年～17年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額から年金資産額を控除した金額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算は、退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と年金財政計算上の数理債務との比（比較指数）を求め、直近の年金財政計算における数理債務の額に比較指数を乗じた金額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(減価償却方法の変更)

当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法（但し、1998年（平成10年）4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年（平成28年）4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

住友化学株式会社の連結子会社となったことを契機に当社の有形固定資産の使用実態などを検討した結果、二次電池業界の環境対応車用途向け製品の本格的な需要拡大に伴い、環境対応車用途向け製品の販売比率が高まることにより、今後長期に亘り安定的な稼働が見込まれるため、定額法による平準化した減価償却が資産の稼働実態を適切に反映した費用配分方法であると判断いたしました。

この変更により、従来の定率法を継続した場合と比べて、減価償却費が145,387千円減少し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ135,146千円増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	951,049千円
土地	1,125,321
投資有価証券	42,214
計	2,118,585千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	300,000千円
長期借入金	2,400,000
計	2,700,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 16,679,378千円

(3) 固定資産にかかる国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額

建物	299,036千円
構築物	10,789
機械装置	2,522,518
車両運搬具	2,540
工具器具備品	35,686
ソフトウェア	561
計	2,871,133千円

(4) 電子記録債権譲渡高 1,174,434千円

(5) 財務制限条項

当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高2,700,000千円）には、次の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

2017年3月以降に終了する各年度の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表

における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

本契約締結日以降、全貸付人の貸付義務が終了し、かつ借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、住友化学株式会社の借入人に対する出資比率が50.1%以上に維持されるようにすること。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	25,350,800	—	—	25,350,800

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	1,037	—	—	1,037

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の商取引管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度毎に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金及び設備関係支払手形は、1年以内の支払期日です。

営業債務、未払金、設備関係支払手形及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、資金担当部門が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	945,108	945,108	—
(2) 電子記録債権	121,282	121,282	—
(3) 売掛金	3,109,448	3,109,448	—
(4) グループ預け金	2,000,000	2,000,000	—
(5) 投資有価証券	47,538	47,538	—
資産計	6,223,378	6,223,378	—
(1) 支払手形	639,661	639,661	—
(2) 買掛金	2,544,469	2,544,469	—
(3) 未払金	996,849	996,849	—
(4) 設備関係支払手形	578,154	578,154	—
(5) 長期借入金(*1)	2,700,000	2,700,000	—
負債計	7,459,134	7,459,134	—

(*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金、(4) グループ預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金は変動金利のため市場金利を反映し、また当社の信用状態は借入実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額32,075千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(流動の部)

繰延税金資産	
賞与引当金	38,686千円
未払法定福利費	6,110
未払事業税	12,932
繰延税金資産小計	<u>57,729千円</u>
繰延税金資産合計	<u>57,729千円</u>

(固定の部)

繰延税金資産	
ゴルフ会員権評価損	9,612千円
減価償却超過額	35,618
減損損失	346,831
資産除去債務	9,494
繰越欠損金	1,564,581
その他	13,943
繰延税金資産小計	<u>1,980,081千円</u>
評価性引当額	<u>△1,931,555</u>
繰延税金資産合計	<u>48,525千円</u>

繰延税金負債	
資産除去債務	△756千円
その他有価証券評価差額金	△8,439
繰延税金負債合計	<u>△9,196千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>39,329千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.69%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.41
住民税均等割	1.21
評価性引当額の増減	△38.26
試験研究費税額控除	△1.63
その他	△0.26
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△7.84%</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	住化ファイナンス(株)	—	資金の預入	資金の預入	—	グループ預け金	2,000,000
				資金の払戻	1,000,000		

(注) グループ預け金の金利につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 332円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 26円90銭 |

9. その他の注記

(退職給付会計)

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

(2) 確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金（△は前払年金費用）	8,872千円
の期首残高	
退職給付費用	42,662
制度への拠出額	△54,644
<hr/>	
退職給付引当金（△は前払年金費用）	△3,109
の期末残高	

② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	669,117千円
年金資産	△672,226
<hr/>	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△3,109
<hr/>	
前払年金費用	△3,109
<hr/>	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△3,109

③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	42,662千円
----------------	----------

*記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月10日

株式会社田中化学研究所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 剛 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 村 藤 貴 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社田中化学研究所の2017年4月1日から2018年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、1998年（平成10年）4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年（平成28年）4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人である有限責任監査法人トーマツからその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規定に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部検査室等その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、執行役員会議、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部検査室及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人である有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、有限責任監査法人トーマツからその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、有限責任監査法人トーマツから「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤個別注記に記載されている「関連当事者との取引に関する注記」については、兄弟会社等との取引について記載しておりますが、当該取引を行うにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2018年5月11日

株式会社田中化学研究所 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	大 嶋 哲 夫	Ⓜ
社外監査役	増 田 仁 視	Ⓜ
社外監査役	篠 原 芳 明	Ⓜ

以 上

メ モ

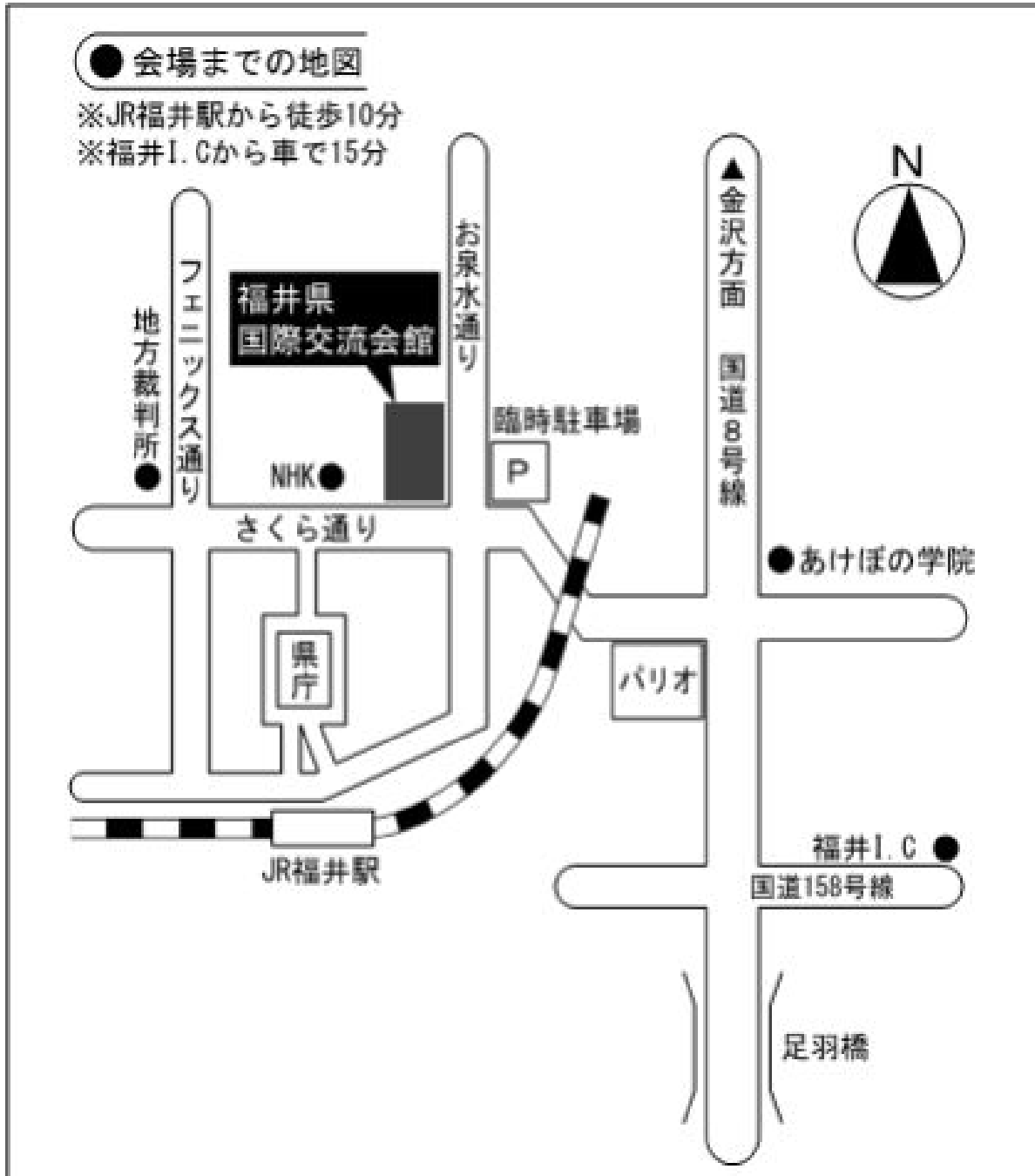
A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

福井県福井市宝永3丁目1-1
福井県国際交流会館 B1 多目的ホール
電話 (0776) - 28-8800



※お車でご来場の際は、お手数ながら、臨時駐車場（会場向い側）をご利用いただきますようお願い申し上げます。